

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK2021197
SK2021210

③施設名等

名称：	大阪市立 弘済みらい園
施設長氏名：	加藤 優美子
定員：	40 名
所在地（都道府県）：	大阪府
所在地（市町村以下）：	吹田市古江台6丁目2-1
T E L：	06-6871-8011
U R L：	https://kohsaimirai-nozomi.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	2006/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 みおつくし福祉会
職員数 常勤職員：	24名
職員数 非常勤職員：	6名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	16名
有資格職員の名称（イ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	公認心理師
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	15 室
施設設備の概要（イ）設備等：	娯楽室・学習室・プレイルーム
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】 ・子ども一人一人を大切に、安心・安全な生活の中で愛情を持って育てます。 ・子どもたちは、ともに暮らす仲間、信頼できる大人から、多くのことを学びながら成長します。 ・職員は子どもたちの成長をうながす理論と、適切な援助技術を学び続けます。 ・専門的なケアを十分におこない、家庭・地域や関係機関と協力して、自立できるよう援助します。 【基本方針】 子ども一人ひとりの人権を尊重し、言動の背景にあるものへの理解を深め、寄り添い、励ましながら、子どもに主体性を持たせて、将来を見据えた支援を行う。
--

⑤施設の特徴的な取組

(1)入所児童の教育は、施設措置児童だけが在籍する小・中学校で行われるとともに、学校とは生教（生活と教育）一体となった支援を行い、併設された児童心理治療施設と職員体制を協働した心身両面への支援がきめ細やかに行われています。 (2)クラブ活動やミーティング活動等のメニューを多く設定して日課に取り込み、児童の社会性や自発性の向上に繋げるような支援活動が行われています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/11/14
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/2/8
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和 2 年度

⑦総評

【評価が高いところ】

◆連携した支援体制

アドミッションケアからインケア・アフターケアに至るまで、様々な分野の専門職員（支援員・心理士・栄養士・看護師、学校教員）が、日ごろから子どもひとり一人の変化に気を配り、職員一体となって、日々情報を共有する仕組みのもと、しっかりとした健全育成に努めています。

◆子どもの満足度の向上に向けた取組

アンケートや子ども会の実施等が積極的に行われ、子どもの満足度の向上に努めています。また、子どもが主体的に課題を解決していくことへの配慮や、職員に相談しやすい環境づくりにも努めています。

【改善が望まれるところ】

◆中長期計画の策定とそれに基づいた各種計画の策定

施設の建替等の整備計画については中長期計画が策定されていますが、理念等の実現に向けて多角的な観点からのビジョンをもとにした中長期計画の策定が望まれます。併せて、それに基づいた単年度事業計画等の各種計画が策定されることも望まれます。

◆社会生活スキル向上への取り組み

自己コントロール力や子どもの健全な生活を維持するため、生活の細部にわたるルール枠が作られ可視化されていますが、一方で「枠」は、ややもすると子どもたちを受身的生活に導くことにもなります。今後、小規模支援体制への移行にあたり、子どもたち自身が施設内外において社会生活スキルや生きる意欲を身につける拠点として、施設内では生活ルールの見直しを、施設外では地域の活動への積極的参画の取り組みが強く望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は第三者評価を実施して頂きありがとうございました。細かい部分まで丁寧に見て頂き、施設の特性をより伸ばしていく部分と、特性があるが故にあまり開拓できていなかった部分など、気付かされた課題がたくさんありました。特に地域貢献等、地域とのかかわりを今後どのように考えて実践していくか検討し、改善できたらと考えていきます。

令和4年に職員の不適切な関りがあり、5年度は研修等を受け職員としての意識の持ち方、姿勢の在り方を改めて考えさせられ、二度と同じことが起きないように改善していきます。

今後は、小規模化に向けての課題やその他の課題を職員間で共有して計画的な改善に努め、こどもも職員も満足できるような施設を目指していきます。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	☐
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
■理念や基本方針については全職員に説明した上で理解を促す取組を行い、さらに毎日職員で復唱するなどして周知がなされています。また、保護者や入所児童に対しては別途わかりやすい資料を作成し、配布、送付するなどして周知及び理解を促すよう努めています。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
----------------------	-------------

①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	☐

【コメント】

■施設利用対象地域と施設所在地が離れていることもあり、施設所在地における各種福祉計画等の把握は十分とはいえず、課題であるととらえられます。

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐

【コメント】

■経営課題や問題点が明確化され、事業計画書等に記載されています。また、それらは役員間で共有され、具体的な取組も進められていると認められます。

■職員への周知の方法については改善の余地が伺えます。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【コメント】

■人件費や建物の補修、建替等についての中期計画は具体的な内容で策定されています。

■理念の実現等に向けた目標や経営課題内容等については明確にされた計画が確認できませんでした。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	☐

		☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】 ■経営課題や問題点の解決・改善に向けた中・長期計画を策定した上で、それらを反映し、具体性をもった単年度計画の策定が望まれます。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。		○
【コメント】 ■事業計画のの実施状況の把握、評価、見直しについては明確な手順等が確認できませんでした。また、事業計画の策定及び評価において職員の参画の機会が増えることが望まれ、それらの評価をふまえて見直しがなされることで職員の理解が高まることが期待されます。			
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		a
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。		○
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。		○
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		○
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		○
【コメント】 ■事業計画の内容を保護者や児童にもわかりやすく説明した文書を作成し、理解を促す取組があり、高く評価できます。			
4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。		○
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。		○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。		○
【コメント】 ■毎年の自己評価を職員全員で取り組み、様々な支援内容についても定期的に評価・検討し、必要であれば改善に取り組むためのシステムが構築され、実施されていることが認められます。			

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	☐
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	☐
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	☐
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	☐
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	☐

【コメント】

■定期的に「業務改善委員会」を開催し、課題を整理して改善に向けて行動していくための仕組みが構築されており、稼働していることも認められます。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

■施設長としての取組や自らの経営・管理方針等については、明確にしていると認められます。
■施設長の役割等の表明方法については工夫が望まれます。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐

【コメント】

■施設長は、法人内外の管理職対象研修にも積極的に出席し、法令等の理解を深め、遵守に努める姿勢がみられます。また、職員会議や連絡会議など様々な機会に職員に理解を促す取組を行っていることが認められます。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
	☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○

	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【コメント】

■施設長は、治療・支援の質の向上のため自己研鑽に努めていると認められます。
■様々な機会を通して指導力を発揮する取組も認められますが、部門によってはさらに積極的な参画が望まれます。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

【コメント】

■施設長は、経営改善や業務の実効性を高めることに積極的に取り組んでいると認められます。
■各分野における経営改善や業務の実効性に向けての分析、それらをふまえての具体的な体制構築については、さらに積極的な参画が望まれる分野・部門があると認識されます。

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

■人材の育成については、一定の方針のもと、その取組の実績が認められます。
■人材の確保については、法人で委員会を設置するなどの取組が始動していますが、今後に向けて具体的な方針を定め、それに基づいて実施していくことが期待されます。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○

	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

■職員と個別に面談する機会を多く設け、職員個々の意向把握と適切な評価を行うことに努めていることが伺え、総合的な人事管理の礎は形成されていると認められます。
 ■法人において「キャリアアップ体系図」を策定しており、階層別の「役職のイメージ」と「求められるスキル（機能）」も一定の活用がなされています。それらをさらに活用し、明確な人事基準の策定が期待されます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

■年次休暇消化率の向上、出産後の職場復帰への配慮などに努め、成果も認められています。メンタルヘルスに関する取組へのさらなる強化など課題は残るものの、社会的養護の現状においては、働きやすい職場づくりへ向けての配慮はかなりなされていると認められます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

■「目標管理シート」等を利用して職員との個別面談の機会を積極的に設けるなど、職員一人ひとりに応じてその育成に向けた取組が認められます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐

	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

- 職員の教育・研修の計画が策定されており、それに沿って内部研修の実施、外部研修への参加が行われています。
- 職員に必要とされる専門資格等の明示については、その方法等の工夫が望まれます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

- 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保され、適切かつ計画的に実施されていることが認められます。
- 職員が自ら望む研修への参加に対する費用補助制度が実施されており、職員育成への意識の高さが認められます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

- 幅広い職種の実習生を受け入れ、それぞれに対応したプログラムが用意されています。また、受入れに関するマニュアルも整備され、適切な実習が実施されていると認められます。

3 運営の透明性の確保

（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○

	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

【コメント】

- ホームページ等の活用により適切に情報を公開していると認められます。
- 近隣地域に向けての理解を促すための取組の強化が期待されます。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【コメント】

- 事務、経理、取引等に関しては明確なルールのもと、適切な内部監査が行われていることが認められます。また、頻度に課題はあるものの、外部監査についても実施されています。

4 地域との交流、地域貢献

(1)	地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	

【コメント】

- 日常的な活動については地域の社会資源の利用が推奨され、実施されています。
- 地域の催し等への参加は認められますが、さらに日常的なコミュニケーションを心がけるなど、取組の強化が期待されます。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

【コメント】

■ボランティア等の受入れについては基本的な考え方が明文化され、マニュアルも整備されています。
 ■ボランティア等に対して、児童心理治療施設に特化した研修等が不十分であるとの認識を持たれていますので、それらの点における強化が期待されます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケアを含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

■施設として必要な社会資源は適切に把握され、一定の活用がなされています。
 ■施設所在地における社会資源との協働、地域ネットワークへの参画等については今後の課題であるととらえられます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【コメント】

■施設の立地条件の課題もある中で、長年培ってきた施設の子育て機能を開放するとともに、今後、アウトリーチの積極的な取り組みが求められます。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

■前項に同じ。なお、備蓄に関しては、施設だけにとどまらず、その活用をホームページで近隣にも貸し出す取り組みを周知しています。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 ■職員理念や弘済大百科とともに、各支援・養育分野のマニュアルが作成され、そこには利用者への支援姿勢などが明記されています。また、年度はじめに全職員に配布され直接支援の現場に反映する取組を行っています。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 ☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	b ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 ■日ごろから、子ども一人ひとりが安心して生活できる支援の実践に努めるとともに、保護者へも施設の情報を郵送するなどして安心を提供しています。今後、小規模グループ支援体制に伴い、子どもの安心安全を確保するハードソフト両面での更なる工夫が望まれます。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。 ☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐ 見学等の希望に対応している。 ☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 ■広報やパンフレット、ホームページ等に施設の情報を提供するとともに、見学時や入所時には対面での適切な対応がなされています。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b

	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

■入所時やインケア中の支援（セラピー対応等）について、直接支援にあたる支援員をはじめ、心理士や看護師・栄養士が、子ども一人ひとりの状況に合わせて情報把握・共有し、利用者の安心につながる対応に積極的に取り組んでいます。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

■ひとりの子どもに複数の担当支援員を配し、援助経過や心理・看護の情報等を引継ぎ文書にしっかりと記載されています。また、措置変更前後の職員面会にも子どもの成長を軸に積極的に取り組み、家庭復帰や社会的自立の子どもや保護者とは関わりをもち健全な就労・就学の見守りに取り組んでいます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

■学期ごとに子どもへのアンケートの実施や、意見箱の意見も含めて「表出された生活課題については、子どもと一緒に解決策を考える」仕組みが稼働しているとともに、子ども一人ひとりの相談事や要望に関しては、支援員が適時生活場面で対面面談の工夫をして子どもの安心に取り組んでいます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。

	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
【コメント】		
■ 玄関と生活フロアに意見箱を設置するとともに、苦情解決の仕組み（利用者に向けた対応フロー）が掲示されています。また、第三者委員とは年2回の情報交換会を行っています。このように内外部両面から子どもの施設生活向上に取り組んでいます。 ■ 一方、利用者が第三者委員に直接相談を希望する場合の連絡手段や意見箱の開錠が月1回等、利用者の意見・要望等がタイムラグなく苦情解決者に届く仕組みの検討などが望まれます。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 ☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	a
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○
【コメント】		
■ 日ごろから、複数の支援者がひとり一人の子どもを担当するとともに、栄養士・看護師、心理士の関わりもあり、子どもを取り巻く大人との接点は多様です。そうした中、居住空間では大舎制のハード設計もあり、心理室や静養室のように独立した部屋が設けられない中で工夫がなされているのが実情ですが、小規模ユニットの移行に伴い多目的ルームの設計が期待されます。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 ☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	a
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○
【コメント】		
■ 子どもとの相談や意見に関しては、毎朝の連絡会で情報共有されるとともに、その対応手順は課題に応じて、リーダー会、業務改善委員会、管理職が稼働し、子どもの安全安心につながる仕組みが定着しています。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	b
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○

	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
【コメント】		
■職員は、日々の些細な出来事にも気を配り、ヒヤリハット・インシデントの細やかな報告・記録がなされています。収集された情報は、職員全体で共有するとともに、安全委員会・業務改善委員会で分析・再発防止等が検討されていますが、各出来事の「発生日時・曜日・場所・シフト体制・施設内外行事等」を更に分析し、ハードソフト両面の情報共有と死角へのより精度の高い取り組みが望まれます。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
感染症に関するマニュアルが整備され、新採職員対象の「日々の体調観察・発生時の対応・熱中症対応のロールプレイ」研修はじめ、マニュアルに基づいた研修がしっかりとなされ、支援現場に反映されています。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。 ☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】		
■風水害や火事、地震等の災害対応、不審者等対応が明文化され、有事の対応が職員に浸透しています。備品（簡易トイレ、毛布、発電機、カセットコンロ等）はじめ食品の備蓄も充実し、特に1週間分のメニューが栄養士により作成され、災害時であっても子どもの健康を維持するための積極的な取組は高く評価できます。		

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 ☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 ☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	b ○ ○
【コメント】		
■支援については、弘済大百科や各業務分野のマニュアルが明文化されていますが、情報が集約されていない状況です。今後は新採・転入職員の手引きとなるように1冊にまとめるとともに、小規模支援体制を視野に入れた見直し・改編も期待されます。		

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【コメント】

■前項に同じ。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	○
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

■アドミッションケア・インケアを通して、支援員のみならず、心理士・看護師・栄養士等が専門的立場から情報分析・行動観察を行い、子どもへの的確な支援に向けた情報共有と対応を、自立支援計画にまとめ協働支援を行っています。

■日ごろからフロアー会議・ケース会議を通して子どもの状況・支援実情を検証し、施設と職員が一体となって子どもひとり一人の支援の向上にとりくんでいます。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

■支援の振り返り・変更等は、現場職員・フロア・リーダー段階で検討がなされ実場面で支障なく遂行されていますが、「子どもの適切な養育・支援」の実践の見守り、課題の抽出・検証・対応等、施設としての使命・役割を果たすより精度の高い仕組みの構築が望まれます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
---	--	---

	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

■日ごろの援助経過は電子データに記載され、職員は逐一その情報を共有できる仕組みが稼働しています。また、「記録」に関するマニュアルを作成し、行動観察の主観・客観的観点ははじめ、語句の表記に至るまでモデルを示し、公文書として職員間での表記の統一に取り組んでいます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

■前項同様、記録を取る上での配慮と共に、子ども一人ひとりの記録を、個人情報としての取り扱い・管理について法人・施設共に職員研修がしっかりとなされています。

■一方、援助経過の月毎の決算は電子データをプリントしたペーパーで行われていますが、電子データの内容の取扱いに明確な定めはなく、年度を超えて修正できる状況下にあります。今後、情報開示請求への対応等、電子データ内情報の確定に関する仕組みが求められます。

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐

【コメント】

■施設としてマニュアルを整備し子どもの権利ノートとともに、毎朝の連絡会やフロア会議、職員・子どもへの研修（人権研修・マルトリートメント研修・CAP等）を通して、子どもの安心安全の確保・維持の仕組みができています。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	□権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	○
	□子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	○
	□職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	○
	□子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○
	□年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【コメント】

■人権について、日常の生活の様々な出来事をその場で取り上げ、口頭だけでなく、より理解・浸透出来るように掲示することを媒介として生活の中に反映させています。日ごろ目立たない・問題を起こさない子どもには職員から働きかけるなど、職員子ども間、また子ども同士間でも「大切に対応してもらっている」感を高める配慮がなされています。

■一方、先の掲示物に関しては、ルールによっては、子どもが「細部に行き渡りすぎて生活に窮屈さを覚えないか」「自身で考え行動する余地を狭くしないか」等、今後、小規模支援体制を視野に検証が期待されます。

(3) 生き立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	□子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	□子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

■ライフストーリーワークに関しては、対象となるケースの検討から関係機関との協議、実施前後の当該児童へのサポートに至るまで、専門分野の職員とともにしっかりと準備とアフターフォローの仕組みが稼働しています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
	□体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	○
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	

	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

■令和4年9月に発生した職員による不適切な養育の対応として、現在、外部学識経験者を招いての細部にわたる検証と定期的な職員研修の実施等の取り組みの途上であることに鑑みて「c」評価としました。
 ■この機会に、小規模支援体制をも視野にA1項目（子どもの権利擁護に関する取組の徹底）の仕組みとともに施設・職員一体となったより精度の高い再発防止の見直しが求められます。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どもがそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 ☐ 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。 ☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。 ☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。 ☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	a ○ ○ ○ ○
---	---	---------------------------------------

【コメント】

■入所にあたっては、施設・職員・在園児童が協力して利用者の不安・心配を軽減する取り組みが行われています。
 ■前施設の職員の面会や措置先施設・復帰先家庭へも積極的に出向き、時に保護者や関係機関とも連携した子どもを主体にした生活の安定に取り組んでいます。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 ☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。 ☐ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。 ☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。 ☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。 ☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。 ☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	a ○ ○ ○ ○ ○
---	---	--

【コメント】

■入退所マニュアルを策定し、施設として民間団体のSSTへの参加や就労体験、施設内での自立生活経験の機会等を通して、退所後の基本的な生活スキルの習得に取り組んでいます。
 ■施設が退所者のよりどころの一つであるために、一人ひとりと連絡ラインを持つとともに、例年開催される「弘済わくわくフェスタ」に迎え入れ退所者間、職員・在籍子どもと親交を深めています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 ☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。 ☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	a ○ ○

	□子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起きているのかを理解しようとしている。	☐
	□子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	□子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐

【コメント】

■子どもひとり人を複数の支援者で担当する仕組みとともに、栄養士、看護師、心理士も関わり、毎朝の連絡会やフロア会議、ケース会議また学校職員も参加してのケーススタディ等を通して子どもの心身の変化を汲み取り、職員間の情報交換・共有をもって適切に対応する体制が稼働しています。

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	□子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	□基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐
	□生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	□子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	□基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
	□夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

■子どもとは月に2回の話し合い日を設けるとともに日常生活での細やかな事案に対しては、職員がその場面ごとに子どもの意見・要望に対して一緒に考え即対応します。また、フロアをまたがるような大きな事案に関しては、フロア会議や業務改善委員会に諮るなど対応手順が機能しています。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	□快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	□子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	□子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	□子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	□つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

■施設生活では、会議での意見表明の機会を大切にするとともに、労作作業や作物や花の栽培にも取り組み、普段目立たない子どもや自己表現が苦手な子どもにも目を向け、入所児童全員、一人ひとりが意欲的な施設生活を営むことができるように、積極的に目を配る取組が期待されます。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
	□施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	□日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	
	□幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	□学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	

	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	☐ 幼稚園等に通わせている。	
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	○

【コメント】

■各フロアに新聞（一般紙・小学生新聞）を配し、また施設内でクラブ活動を行っている点は、積極的なスポーツ・文化活動の取組として評価できます
 ■一方おもちゃやコミック、ゲーム、学習図書が居住スペースに混在したり、年齢層に応じた配置という面で配慮に欠ける部分もあります。
 ■設置の制約もありますが、子どもが主体となる地域資源を取り入れた生活の活性化への工夫が望まれます。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	○
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	

【コメント】

■職場・学校・家庭での生活スキルの習得とともに、施設生活では意識の薄い生活費について、集団では水道費の見える化や高校生には1ヶ月の自立生活費配分を考える機会を持ち、プラスに転化する生活を一緒に考え工夫しています。
 ■社会生活適応の取り組みは、主に高校3年生対象の外部機関のSSTへの参加が主ですが、施設内学校に通う小中学生にも、地域との交流が少ないことを補完する意味からも年齢に応じたSSTの取り組みが望まれます。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
	☐ 楽しい雰囲気です食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

■朝食は各フロアで、昼食・夕食は食堂で一斉喫食がなされています。大人数になるため、盛り付け時間によりあたたかい・冷たい状況に温度差が出る課題が出てきます。ごはんや汁物は着席のタイミングに合わせてテーブルごとに盛り付けるなど、更なる工夫が期待されます。
 ■また、大食堂のテーブルは均一なイメージがぬぐえないですが、子どもの年齢などに合わせたテーブル平面の装飾等の工夫が期待されます。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	

☐	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
☐	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
☐	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
☐	□衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
☐	□発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

■一人ひとりの入所までの衣生活環境やこだわりに配慮しながらも、退所後スムーズに社会生活に適應できる身だしなみ・TPO、衣類管理の習得の更なる取り組みが望まれます。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
☐	□子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
☐	□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
☐	□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
☐	□身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
☐	□食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
☐	□設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
☐	□発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

■大舎制によるハード面の制約の中で、カーテンによる仕切りや2人部屋の配置などの工夫が見られます。
 ■一方、各人の居室はじめ共有部分については、「無機質な空間」の印象がぬぐえず、物品の配置や壁の活用など家庭環境に一層近くなる暖かい工夫が望まれます。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
☐	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
☐	□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
☐	□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
☐	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

■子どもの健康管理に関しては、毎月の職員会議で看護師より医務報告がなされ、職員へは看護師の指導の下「夜尿」「アトピー」「アレルギー」等への対応のロールプレイを行うなど、栄養士・心理士および学校と連携した心身の健康管理に日々積極的に取り組んでいます。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
---	---	---

	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

■性に関する教育プログラムは年齢層ごとに作成され、例年、年齢に応じて職員参加のもとで計画的に実施されています。また性問題への対応マニュアルも整備されています。プログラムの中で、「結婚と恋愛の違い」をカルタを使って子ども・職員と一緒に考えたり、年齢に応じた、身近な関心から「性と生」について健康的な取り組みが実践されています。

■前向きな取り組みの一方で、過去に子ども会議で導かれた「入所児童間の恋愛の禁止」の掲示もあり、現在の子どもたちを取り巻く社会環境に照らし合わせて、子どもたちが自ら健全な判断が出来る情報の提供と自己コントロール力の強化につながる方向付けを、職員も一緒に再考する取り組みが望まれます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもを安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけて出そうと努力している。	☐

【コメント】

■職員は日ごろから子どもの些細な変化にも気を配り、日々、多職域の職員たちと情報を共有しながら、子どもの安心・安全の確保に努めています。

■事案発生時には、発見者からフロアリーダー、事案によっては統括リーダー・管理職へと、伝達ルートと対応の体制が確立され、職員全員が共有して子ども・職員の安心安全な生活環境の維持に努めています。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	☐
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

■大舎制のハード面の死角をシフトでカバーしながら、子ども間の関係性について、施設内の多様な職員集団の情報共有だけでなく、入所児童だけが通学する小・中学校とは適時情報交換を行い、ケースによっては関係機関と連携した子どもの不適応言動の発生防止と子ども間の関係性の水面下の変化をキャッチするスキルの研鑽に取り組んでいます。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

■心理的ケアを必要とする子どもは、支援者から発信されセラピストで検討されて、当該利用者の同意・納得のもとで実施されています。また、セラピー枠に余裕がない場合も10回ピンポイントで受け入れる短期的プログラムを組むなど手厚いケアを行っています。
■セラピーにあたる心理士が直接子どもの状況を保護者に伝え、インケア・アフターケアにおいても子どもの心身の安定・親子関係の改善に積極的にサポートする仕組みが稼働しています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

■低学力児童対象には施設内に「出張塾」の開設、支援学級・支援学校中等部に籍を置くなど子どもの状況に応じた学習環境を整備しています。
■一方、居住空間はハードの制約もあり、学習空間の設営に乏しい状況下にあります。子どもの居室へのひとり一人の学習機の配置等、ハード整備の工夫が望まれます。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

■施設内学校の特性を生かして、生活と教育が一体となり、子どもひとり一人にあった進路の情報提供と受験生には模擬テスト受験等を通して、子どもの希望を尊重した四者（子ども・保護者・学校・施設）協議の模式的確な取り組みをしています。

■高校を中退した児童や就労を選択した児童には、自立の安定を見守るため、措置延長制度を活用して子どもの社会適応支援・援助に積極的に取り組んでいます。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	○
	□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	□アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

■施設は「高校生はアルバイト経験を通して、挨拶はじめ時間や給与管理が身につくように」と就労の機会を確保するとともに、担当職員は、初めて就労する子どもの「未経験分野への対応サポート」を積極的に図り、社会自立への有用な経験の蓄積になるようにサポートしています。

（１０） 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	□施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	□家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	□面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	□外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	□子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

■家庭支援専門相談員は、管理規程に配置職員として記載されるも、その役割については触れられていません。今後、ひとり親やステップファミリーへの対応増が予測される中で、担当者による個々の利用者への援助に加えて、FSWによるより充実した利用者への働きかけニーズが想定されます。インケア・アフターケアを通して、利用者の安定した社会生活に寄与するFSWの役割と具体的活動が望まれます。

（１１） 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

■A23に加えて、今後、FSWと心理士等が協働した親子関係改善プログラムの策定や親子訓練室の活用によるロールプレイ等を介した、精度の高い取り組みが期待されます。